

年　月　日

一般社団法人千葉県社会福祉士会
会長　瀧澤　茂　殿

在宅勤務時の誓約書

私は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）の業務命令に従い、在宅勤務を行うにあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。もしこれに違反した場合には、本会の規程に基づき懲戒処分を受けることがあることについて異存はありません。

記

1. 在宅勤務を行うにあたっては、本会の指揮命令に従い職務に専念し、適正に業務を遂行します。

2. 在宅勤務における勤怠は、本会から指示された方法により、始業・終業・休憩時間等を正しく申告し、在宅勤務を行った日ごとに本会の担当者の承認を得ます。

3. 在宅勤務が所定労働時間を超えるとき、深夜に及ぶとき、または所定休日に在宅勤務をしようとするときは、事前に指定された方法により本会の担当者に申し出、相談の上、許可を得て行います。

4. 本会より貸与される機器や持ち帰りが許可された書類等（以下「貸与物等」という。）の取扱いについて以下を遵守いたします。

（1）電車等で移動する場合は、貸与物等を常に手元に置き、網棚等に置かないこと。

（2）飲酒の機会がある場合は、貸与物等を持ち歩きしないこと。

（3）貸与物等を鞄等から取り出すのは自宅と本会事業所のみとすること。

（4）貸与物等が紛失・破損・盗難される等しないよう最大限の注意を払うこと。

(5) 在宅勤務期間終了または本会から指示があった場合には、速やかに貸与物等の返却を行うこと。

5. 貸与物等は個人利用の機器等と明確に区別し、本会からの承諾があった場合を除いては、貸与物等に個人利用のUSB等を接続したり、ソフトウェアのインストールは行わず、また業務以外の個人利用もいたしません。

6. 在宅勤務中に席を離れる場合は、パソコン画面を閉じる等を徹底すると共に、家族を含む第三者に対し、情報の一切が開示・漏えいしないよう最大の注意を払います。

7. 業務遂行状況が芳しくない場合、在宅勤務に関する規定等への違反が生じた場合、または業務上の支障が生じた場合などは、本在宅勤務を中止または終了する場合があることを承諾いたします。

以上

住所：_____

署名：_____ (印)